

別表第1(第2条関係)

名称	位置
函館市戸井運動広場	函館市小安町525番地1
函館市恵山総合体育館	函館市川上町506番地
函館市恵山プール	函館市川上町506番地
函館市恵山運動広場	函館市川上町511番地
函館市古部体育館	函館市古部町252番地3
函館市古部グラウンド	函館市古部町252番地3,265番地1,266番地2,269番地2,270番地1および391番地1
函館市南茅部プール	函館市尾札部町1608番地1
函館市南茅部運動広場	函館市川汲町1657番地ならびに安浦町366番地, 366番地1および366番地4
函館市南茅部スポーツセンター	函館市臼尻町604番地1

別表第2(第6条関係)

区分		1面1時間につき
グラウンド	一般	3,150円
	小学生・中学生	1,570円
テニスコート	一般	1,570円
	小学生・中学生	780円
ゲートボールコート	一般	1,570円
	小学生・中学生	780円

別表第3(第6条関係)

区分	時間区分		
	午前(午前9時30分から午前11時30分まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後6時から午後8時30分まで)
夏季	6,180円	10,810円	7,720円
冬季	8,240円	14,420円	10,300円

備考

- 1 夏季とは4月1日から10月31日までの間を、冬季とは11月1日から3月31日までの間をいう。

2 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、この表の規定による使用料の額の20割に相当する額とする。

別表第4(第6条関係)

1 個人使用

区分	1回につき
一般	300円
小学生・中学生・高校生	100円

2 専用使用

区分	3時間につき
プール	10,000円
プール(水深1メートル以上の部分に限る。)	8,000円

別表第5(第6条関係)

区分	金額	
	1回券	回数券(11回券)
一般	300円	3,000円
高校生	200円	2,000円
中学生	150円	1,500円
小学生	100円	1,000円

別表第6(第6条関係)

区分		午前(日の出から正午まで)または午後(正午から日没まで)
野球場	一般	12,360円
	学生・生徒・児童	6,180円
グラウンド	一般	8,650円
	学生・生徒・児童	4,320円

備考 使用者が入場料等を徴収する場合において、当該徴収した入場料等の合計額の1割に相当する額がこの表の規定による使用料の額を超えるときは、当該1割に相当する額とする。

別表第7(第6条関係)

区分	時間区分			
	午前(午前9時から正午まで)	午後(正午から午後5時まで)	夜間(午後6時から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
アリーナ	8,240円	12,360円	16,480円	37,080円
研修室兼柔剣道室	2,570円	3,810円	5,150円	11,530円
研修室兼トレーニング室	610円	920円	1,230円	2,760円
控室	410円	610円	820円	1,840円

備考

- 1 商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、この表の規定による使用料の額(次項において「基本使用料の額」という。)の30割に相当する額とする。
- 2 暖房を使用した場合は、基本使用料の額の2割に相当する額を徴収する。